

【「徳島バッテリーバレイ構想」県内企業販路拡大伴走支援事業】 企画提案募集要項

「徳島バッテリーバレイ構想」県内企業販路拡大伴走支援事業の委託先を選定するため、次のとおり企画提案を募集します。

1 募集の内容

- (1) 委託業務名
「徳島バッテリーバレイ構想」県内企業販路拡大伴走支援事業
- (2) 業務内容
別紙【「徳島バッテリーバレイ構想」県内企業販路拡大伴走支援業務】仕様書のとおり
- (3) 委託業務実施期間
契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 実施方法
公募型プロポーザル方式
- (5) 委託費上限額
5,000千円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2 企画提案の参加者の要件

次の事項に該当しない者であること。複数事業者による共同企業体の場合は、いずれの事業者も次の事項に該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 徳島県建設業者指名停止措置要綱（平成14年4月18日建設第73号）及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっている者
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- (6) 徳島県の県税（法人事業税・法人県民税等）、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに滞納金等を滞納している者
- (7) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- (8) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受

- けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ウ 暴力団の構成員等
- (9) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者

3 企画提案の参加・応募方法

企画提案への参加希望者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 参加申込書等の提出

ア 提出書類

- ① 参加申込書（様式1）
※共同企業体にあつては、様式1に代えて様式1-2を使用すること
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 提案者の概要・業務実績（様式3）
- ④ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
※法人格を有しない場合は、これに類するもの
- ⑤ 直近2か年の決算書又はこれに類する書類
- ⑥ 提案者の概要・業務実績の補足資料（パンフレット等）
※提出は任意とする
- ⑦ 共同企業体委任状（様式例1）
※共同企業体の場合のみ提出すること

イ 提出部数

各1部

ウ 提出期限

令和8年7月1日（水）午後5時（必着）

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

- ① 企画提案書（任意様式）
- ② 業務実施体制書（様式4）
- ③ 業務実施計画（任意様式）※図や表を用いて作成すること。
- ④ 見積書（様式5）※内訳を明確に記載すること。

イ 提出部数

正本1部、副本8部

ウ 提出期限

令和8年7月10日（金）午後5時（必着）

(3) 提出方法

紙媒体で、持参又は郵送によること

※郵送の場合は書留郵便又はレターパック等で期限内必着

(4) 提出先及び問合せ先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県 経済産業部 産業成長推進課 産業立地戦略室 新産業戦略担当
電話：088-621-2155
FAX：088-621-2853
メールアドレス：sangyouseichousuishinka@pref.tokushima.lg.jp

- (5) 質問及び回答
 - ア 質問の受付期限
令和8年6月24日(水)午後5時(必着)
 - イ 質問の提出方法
質問書(様式6)により、「3 企画提案の参加・応募方法(4) 提出先及び問合せ先」へ電子メールにて提出すること。なお、送信後、電話で受信確認を行うこと。
 - ウ 質問の内容
原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続に関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案書提出状況や審査、積算に関する内容等は受け付けない。
 - エ 質問に対する回答
質問受付後、随時、質問者及び参加申込書提出者全員に電子メールにて回答する。

- (6) 参加辞退
参加申込書の提出後に、企画提案の参加を辞退する場合は、参加辞退届出書(様式7)を提出すること。

4 委託候補者の選定等

- (1) 選定方法
県が別に設置する選定委員会において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションによる審査で最優秀提案者(契約候補者)を選定する。

- (2) プレゼンテーション

- ア 実施日時
令和8年7月中旬を予定。詳細は参加者に別途通知する。
- イ 実施場所
徳島県庁内会議室を予定。詳細は参加者に別途通知する。
- ウ 実施方法
 - ① 1参加者当たり提案説明15分以内、質疑応答15分以内とする。
 - ② 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うものとする(プロジェクタ及びスクリーンは県が準備する。)

- (3) 参加者が1者又はない場合の取扱い

参加者が1者のみの場合は、書面審査によることとし、評価の結果において採用基準を満たすときは、当該参加者を最優秀提案者とする。ただし、提案内容について、審査委員会事務局からヒアリングを行う場合がある。
採用基準に満たない場合、又は参加者がない場合は、再度公募を実施する。

- (4) 審査基準

次の項目により審査する。なお、審査基準の配点等に関する質問は受け付けない。

- ア 事業趣旨・目的の理解度
 - ・「徳島バッテリーバレイ構想」および本事業の趣旨、目的を踏まえ、仕様書に沿った提案となっているか。

- イ 企画・提案の妥当性と実効性
 - ・市場動向・現状分析の適切さ
蓄電池産業の市場環境や競争環境、および支援企業の内部環境を把握するための手法やアプローチに有効な提案があるか。
 - ・営業基盤の構築ノウハウ
仕様書記載の営業ツール作成について、具体的かつ効果的な作成手法が示されているか。
 - ・計画策定と合意形成
ロードマップおよび実行計画の策定プロセスや、企業との合意形成について提案があるか。
 - ・実行支援・マッチングの実効性
「販路開拓（マッチング）機会の創出」に向けた支援策の提案となっているか。
- ウ 事業遂行能力・実施体制
 - ・蓄電池関連産業、または類似する製造業・BtoB ビジネスにおける伴走支援や営業・マーケティング支援の類似実績、あるいは必要なノウハウを有しているか。
 - ・実施体制、スケジュール、見積内容等、事業の確実な実施・運営が見込まれるか。
 - ・営業先リスト作成について、基となる企業の必要な情報や、具体的なアプローチが可能なネットワークを有しているか。
- エ 経費の妥当性
 - ・事業内容に照らして過大又は不適當な経費が計上されておらず、高い費用対効果が見込まれるか。

(5) 選考結果の通知

選考結果は全ての参加者に対し、文書により通知するとともに、徳島県のホームページにおいて公表する。

(6) 留意事項

- ア 企画提案書の内容は、仕様書等の内容を踏まえ、実施可能なものとする。また、見積書の内訳は、企画提案書の内容に基づくものとする。
- イ 参加者は、複数の企画提案書を提出することはできない。
- ウ 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない（誤字・脱字等軽微な場合を除く。）。なお、提出書類は理由の如何を問わず返却しないものとする。
- エ 企画提案書の作成および提出等、参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- オ 提出内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを提案した責任は、全て参加者が負うものとする。
- カ 失格又は無効
次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ・提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ・本募集要項に違反すると認められた場合

- ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれがある不正な行為が認められた場合
 - ・その他委託者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- キ その他
- ・参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等の提出がなされない場合は、参加を辞退したものとみなす。
 - ・参加者は、企画提案書等の提出をもって本募集要項の記載内容に同意したものとみなす。

(7) 契約の締結

- ア 選定委員会から最優秀提案者の報告を受けた者を、契約候補者として当該業務に係る随意契約の相手方とする。
- イ 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約候補者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。
- ウ 協議が整った場合に契約を締結する。契約書を作成し、その契約条項については、契約候補者と協議して定める。
- エ 最優秀提案者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となったものを契約候補者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。

5 スケジュール

令和8年6月24日(水)	質問の受付期限
令和8年7月1日(水)	参加申込書等の提出期限
令和8年7月10日(金)	企画提案書等の提出期限
令和8年7月中旬	委託候補者の選考・選定
令和8年8月上旬	委託候補者との協議・委託契約締結